

亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査

公募型プロポーザル募集要項

令和7年5月

亀 山 市

第1 目的

本市では、道路をはじめとするインフラ施設の老朽化が進行しており、その維持管理に必要な財源や人的資源に限られるなかで、今後も、インフラ施設の維持管理に伴う負担は増加していくことが見込まれている。

この状況を踏まえ、本業務では、官民連携による効率的かつ効果的なインフラ施設の維持管理の実現を図るため、包括的民間委託の導入可能性について調査・検討を行うものである。

あわせて、包括的民間委託の導入を検討する過程において、職員等がインフラ施設の維持管理に必要な技量を維持し、維持管理に関する知識・技術の蓄積と将来への継承を可能とする仕組みについて検討することを目的とする。

第2 業務概要

(1) 業務名

亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査

(2) 業務内容

別添の仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

(4) 提案上限額

本業務にかかる金額の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに、再度見積りを徴収し契約を締結する。

委託上限金額 12,991,000円（消費税及び地方消費税含む）

また、応募段階での見積金額が上記の上限金額を超える提案については、受け付けない。

第3 参加資格要件等

本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たしていること。なお、参加資格要件を満たしていることの証明について、下記の①～③に関する証明資料以外の添付は不要とするが、契約締結までに参加資格要件を有しないことが判明した場合、若しくは有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ① 令和2年度以降に次に掲げる同種業務又は類似業務について、完了した実績（元請として完了したものに限る。）を有すること。
 - ・ 同種業務 道路管理の包括委託に関する検討業務
 - ・ 類似業務 インフラ維持管理に関する官民連携手法の検討業務
- ② 令和2年度以降に次に掲げる同種業務又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した業務経験を有する管理技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。
 - ・ 同種業務 道路管理の包括委託に関する検討業務
 - ・ 類似業務 インフラ維持管理に関する官民連携手法の検討業務
- ③ 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・ 技術士（建設部門（道路又は鋼構造及びコンクリート）に限る。）
 - ・ R C C M（道路又は鋼構造及びコンクリート）

- ④ 令和4年度～令和7年度三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）に登録していること。
- ⑤ 三重県内に本店、支店、営業所、事務所等を有していること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑦ 本店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を滞納していないこと。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと。ただし、裁判所からの再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けている者を除く。
- ⑨ 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑩ 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録がされていること。
- ⑪ 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止措置を受けていないこと。
- ⑫ 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- ⑬ 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。

第4 選定方法

- ① 受託業者は、亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査の検討調査業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という）の審査に基づき、亀山市長が決定する。
- ② 参加資格については、参加資格要件に基づき審査事務局が審査する。
提案審査は、参加資格要件を満たした提案者から提出された提案書に対し、選定委員会が審査評価基準による審査を実施し、評価得点が最も高い者を優秀提案事業者として選定する。なお、評価点が同点の場合は、本業務の見積価格が安価な者が優先とする。評価点及び見積価格が同じ場合には抽選にて選定する。なお、選定委員会は非公開とする。
- ③ 優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務契約書（以下「契約書」という）の作成に関する諸条件について、発注者と詳細協議を進める。
- ④ 優先交渉権者は、発注者と詳細協議を行い、協議が成立した場合には受託業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、次点の者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

- ⑤ 選定委員会が次表に基づき評価した結果、得点が満点の6割に満たない企画提案者は、優先交渉権者、次点交渉権者として選定しないこととする。

なお、企画提案者が1者のみで、最低基準点に満たなかった場合は、再度公募するものとする。

第5 実施スケジュール（予定）

項目	期日・期間等
公告(市ホームページに掲載)	令和7年5月19日（月）
募集要項、企画提案書作成等に関する質問の受付	令和7年5月23日（金） 午後5時まで
質問に対する回答	令和7年5月28日（水）
参加申込書提出期限	令和7年5月30日（金） 午後5時まで
参加決定通知の発送	令和7年6月4日（水）
企画提案書の受付	令和7年6月11日（水） 午後5時まで
審査結果通知	令和7年6月26日（木）
契約締結	令和7年7月7日（月）

第6 質問書の提出

(1) 質問の提出方法

① 受付期間

令和7年5月19日（月）～令和7年5月23日（金）午後5時まで

② 提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出する。なお、質問書をメールで送信した旨を電話で連絡すること。

③ 提出先

第12に記載の事務局あてとする。

(2) 質問の回答方法

① 回答日

令和7年5月28日（水）予定

② 回答方法

質問に対する回答は、亀山市ホームページ（<https://www.city.kameyama.mie.jp/>）に掲示する。

第7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

郵送（書留便又は配達証明できるものに限る）又は持参

(3) 提出先

第12に記載の事務局あてとする。

(4) 提出書類

- ・ 参加申込書（様式第2号）
- ・ 暴力団等排除に関する誓約書（様式第3号）
- ・ 会社等概要書（様式第4号）
- ・ 企業の同種・類似実績調書（様式第6号）
- ・ （配置予定管理技術者・担当技術者）の同種・類似実績調書（様式第7号）
- ・ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し
- ・ 納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）

第8 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び時間

令和7年6月4日（水）から～令和7年6月11日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

窓口への持参または郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。

(3) 提出先

第12に記載の事務局あてとする。

(4) 提出書類

下記書類のうち①～⑤について、正本1部、副本1部（原本の写し可。）を提出すること。また、②～④については5部（原本の写し可）を提出すること。

用紙については全てA4版とする。また、文字サイズは10.5ポイント以上（図表は含まない）とする。

① 企画提案書提出書及び誓約書（様式第5号）

② 企画提案書（任意様式）

※ 枚数は最大でA4版5ページ（表紙を除く）までとする。

※ 企画提案にあたっては、別添する仕様書における業務内容を踏まえながら具体的に提案すること。

③ 業務実施体制（任意様式）A4版1ページとする

※ 配置予定技術者の資格証明書や実績証明書類の提出は不要。

④ 実施スケジュール（任意様式）A4版1ページとする

⑤ 見積書（任意様式）

※ 様式は自由とするが、積算内訳を明示し、総額は消費税を含む金額とする。

⑥ 切手を貼った返信用封筒（審査結果通知用）1通

第9 提案内容の審査

提案内容の審査は、プロポーザルにて選定委員会が行う。なお、審査結果の異議申立てについては一切受け付けないため、このことを了承した上でプロポーザルに参加すること。

(1) 提案内容審査

企画提案審査は、企画提案書提出者を対象に書類審査を行い、以下の評価基準により実施する。

(2) 審査の結果

提案内容審査における選考結果は、当該事業者全員に書面通知（様式第8号）をもって連絡する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

(3) 審査の方法（合計 100 点）

提案に対する評価基準は以下のとおりとする。

項目	評価基準	配点
業務実績	企業の評価	10 点
	管理・担当技術者の評価	15 点
企画提案書	業務の理解度 課題等の対応方針 実施手順及びスケジュール 提案の的確性・実現性・独自性	70 点
見積書	見積金額及び積算内訳の妥当性	5 点
合計		100 点

第 10 失格要件

提案書を提出してから優先交渉権者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参加事業者が不渡手形又は不渡り小切手を出した場合
- (2) 一の参加事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

第 11 参加に関する留意事項、その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 企画提案書の提出は、1 社につき 1 提案とする。
- (3) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 参加事業者から募集要項に基づき一度提出された書類は、差替え等はできないものとし、また、その理由の如何に関わらず企画提案書の返却はしない。
- (5) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (6) 企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第 9 号）」を持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）にて提出すること。
- (7) 本業務の受託者は、当該業務の成果や実施状況により、次年度以降、継続する業務について随意契約の対象とする場合がある。ただし、予算措置及び当該業務の実施有無等により、必ずしも契約を保証するものではない。
- (8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

第 12 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

建設部 建設管理課 道路保全グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

TEL : 0595-84-5041

FAX : 0595-82-9669

メール : hozen@city.kameyama.mie.jp